「安心！広島ブランド」
特別栽培農産物認証の手引き

令和７年４月

広島県農林水産局農業技術課

１　制度の目的・概要

県は、県内農産物の信頼性を確保することにより、県内農産物の生産振興と消費拡大を図ることを目的に、平成16年に「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証制度を制定しました。

この制度は、農林水産省が策定した「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、化学合成農薬と化学肥料を慣行使用の５割以下に低減して栽培された農産物を、県が審査し認証する制度です。

認証を受けた農産物は、包装容器などに県の認証マークを貼り付けることができますので、生産者の取組みを消費者に伝えることができます。

また、県ホームページでは、生産者情報や販売先を掲載しており、認証を受けた農産物をＰＲしています。

２ 関係規程等

	名　　称	策定主体	最新改正年月日	手引き中の略称
1	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	農林水産省	平成19年３月23日	表示ガイドライン
2	「安心！広島ブランド」認証要綱	県	令和７年４月１日	認証要綱
3	「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証要領	県	令和６年４月１日	認証要領
4	「安心！広島ブランド」認証制度に係る県の事務手続等について	県	令和７年４月１日	事務手続
5	「安心！広島ブランド」認証制度における特別栽培米の取扱いについて	県	令和６年４月３日	特別栽培米の取扱い
6	特別栽培農産物の表示に係る比較の基準（地域慣行レベル）	県等	令和元年10月18日	地域慣行レベル
7	日本農林規格等に関する法律施行令第２条第１項に規定する、使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるもの	農林水産省	令和６年９月26日	ＪＡＳ法施行令第２条第１項の農薬等
8	有機農産物の日本農林規格	農林水産省	令和６年７月１日	有機ＪＡＳ
9	特別栽培農産物に係る表示ガイドラインＱ＆Ａ	農林水産省	平成20年６月	表示ガイドラインＱ＆Ａ
10	有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のＪＡＳのＱ＆Ａ	国税庁 農林水産省	令和６年７月	有機ＪＡＳＱ＆Ａ

３ 主な用語説明

（１）特別栽培農産物とは

表示ガイドラインに基づき、化学肥料及び節減対象農薬について、地域慣行レベルの50％以上を削減した方法で生産された農産物です。

なお、特別栽培農産物のうち、認証要領に基づき認証を受けた農産物を、この手引きでは「認証農産物」と表記しています。

（２）節減対象農薬とは

化学合成農薬のうち、「ＪＡＳ法施行令第２条第１項に規定する、使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定める」農薬を除いたものです。

（３）化学肥料とは

肥料のうち、化学合成されたものです。

（４）地域慣行レベルとは

① 地方公共団体（県内では、県、三原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、神石高原町）が策定しています。

区分	使用可能な地域
広島県地域慣行レベル	県内全域で使用可能
市町の地域慣行レベル	策定した市域のみで使用可能

② 対象期間

当該農産物と同作期の栽培期間（前作収穫終了後～収穫・調製まで）。

③ 節減対象農薬の使用回数

栽培期間中に使用される節減対象農薬の有効成分の延べ使用回数（回）。

④ 化学肥料の窒素成分

栽培期間中に使用される化学肥料の窒素成分量（kg/10a）。

（５）栽培責任者とは

ほ場における栽培管理を行う者、又はその管理の指導を行う者のことです。

法人における栽培部門の責任者などが該当しますが、生産者が栽培責任者を兼ねる場合もあります。

（６）確認責任者とは

栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者のことです。

栽培責任者が行う管理等の状況を把握し、必要に応じ指導を行います。

このため、確認責任者は栽培責任者と同一ではなく、地域の農業に詳しく、技術的な指導が可能な者がなるようにしてください。

農協の部会で申請する場合、農協の営農指導員などが該当します。

（７）精米責任者とは

特別栽培農産物である玄米の、とう精などを行う者のことです。

個人の生産者が所有する機械で精米する場合、生産者が精米責任者の場合もあります。

（８）精米確認者とは

とう精実績などを調査し、管理などに係る記録内容を確認する者のことです。

精米責任者が行うとう精などについて、必要に応じて指導を行います。

4　届け出・認証等の手続きの流れ

手続きは、生産届・認証申請・実績報告の３段階に分かれています。
なお、手続きは品目・作型等毎に行う必要があります。

区　分			申請書類及びフロー	必要な作業
栽培前	生産届	生産者・生産者団体	生産届作成 → 提出 ①生産届(様式１号) ②特別栽培計画書(様式２号) ③ほ場位置図 ④生産者一覧（生産者が複数の場合） ⑤認証マークの活用方法	【確認責任者】 ・栽培計画の確認 ・ほ場調査の実施
		市町	受　付 確　認 → 進達 ①～⑤の資料	
		県	農　林：受　付／確　認／受　理 ⑥①②④⑤の電子ファイル提出 → 提出 → 県　庁：台帳入力 → 連絡 ⑦受理書の写し ⑧認証申請の注意事項	～受理番号について～ ・農林が生産届を受理した際に、事務整理を円滑にするため、地方機関ごとに受理番号を発番する。(例) 特栽（西部）28-001 （）の中は、西部、呉、東広島、東部、尾道、北部
		(市町経由) 生産者・生産者団体	受理した旨を連絡	
栽培期間 出荷前	認証申請	生産者・生産者団体	『収穫開始２週間前までに提出』 申請書作成 → 提出 ⑨認証申請書(様式３号) ⑩栽培管理記録書(中途分)(様式２号) ⑪ガイドラインの表示方法 ⑫販売ＰＲ票 ⑬生産者一覧（生産者が複数の場合）	＜栽培中＞ 【生産者・生産者団体等】 ・ほ場への看板の設置 ・肥料・農薬等栽培記録の管理 【確認責任者】 ・巡回等よるほ場調査の実施 ・栽培記録状況の確認
		市町	受　付 審　査 → 副申 ⑨～⑬までの資料 ⑭意見書	
		県	農　林：受　付／審　査 ⑨～⑭の資料の電子ファイル ⑮意見書 → 副申 → 県　庁：受　付／審　査／認　証／台帳入力 ⑯（農林経由）認証 → 通知	～現地確認について～ ・必要に応じて認証申請前に実施する場合あり。 ・一定条件を満たす申請者については、提出される書類等を確認することで現地確認の代わりとする場合あり。
栽培期間 収穫		(市町経由) 生産者・生産者団体	認証通知	
出荷				【生産者・生産者団体精米を行う者】 ・出荷記録の管理 【精米責任者】 ・特別栽培米受払等の管理
出荷終了後	実績報告	生産者・生産者団体	『出荷終了後 30 日以内に提出』 実績書作成 → 提出 ⑰実績報告書（様式４号） ⑱栽培管理記録書(完了分)（様式２号） ⑲出荷記録書（様式５号） ⑳特別栽培米受払台帳（様式第６号）	【確認責任者】 ・出荷記録の確認 【精米確認者】 ・特別栽培米受払等の確認
		(市町経由)	⑰～⑳の資料 ㉑通知文	
		(農林経由) 県	県　庁 【農林経由】　⑰～㉑の資料の電子ファイル ㉒通知文	

５　申請書記載例

（１）生産届出書類

①生産届出書（別記様式第１号）

「当該農産物を栽培する本圃への播種または定植を行う前」までに、届出書を市町に提出する

「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証生産届出書

令和○○年４月２日

広島県西部農林水産事務所長様

住　所　○○市○○○○○
氏　名　○○　○○

法人・団体用 ［又は団体の所在地／団体の名称／代表者氏名］

「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証要領の４の規定により、次のとおり届け出ます。

地域慣行レベルの品目名を記載する

届け出対象期間は、前作収穫終了後から、当該作収穫調製までの期間とする
無耕作期間がある場合は、本作の作業（草刈や耕起）を開始した時期からとする

野菜等で２回転させる場合は、延べ面積も併記する
例)2.52a(1.26a×2 回)
小数点第２位まで記載すること

品目名（品種名）	いね(ｺｼﾋｶﾘ)	作型等	―	栽培面積	100.20ａ
届け出対象期間	令和○○年９月　～　令和○○年１０月				
地域慣行レベル策定地方公共団体(※1)	①広島県　②市町（市町名：　　）				

生　産　者	住所	広島市○○○	氏名	○○○○	電話番号	○○○－○○○○
栽培責任者	住所	広島市●●●	氏名	●●●●	電話番号	●●●－●●●●
確認責任者	住所	広島市■■■	氏名	■■■■	電話番号	■■■－■■■■
精米責任者(※2)	住所	広島市□□□	氏名	□□□□	電話番号	□□□－□□□□
精米確認者(※2)	住所	広島市▲▲▲	氏名	▲▲▲▲	電話番号	▲▲▲－▲▲▲▲

	節減対象農薬使用回数（回）※3	化学肥料使用量（窒素成分kg/10ａ）※3
地域慣行レベル	２１　回	８kg／10a
栽培計画	９　回	１．８kg／10a
受領確認欄	令和○○年３月 20 日	確認責任者氏名 ■■■■

化学肥料及び節減対象農薬の使用前までに、栽培計画書の内容を確認責任者に確認してもらい、日付と氏名を記入してもらう

生産者が複数の場合は、別紙にまとめる

使用予定の節減対象農薬の成分回数を記載する

使用予定の化学肥料の窒素成分量を記載する

精米する場合のみ記載する
複数の米穀店に出荷し、各店舗で精米する場合は、精米する店舗ごとに精米責任者及び精米確認者を記載する（書き切れない場合は、別紙にまとめる）

② 特別栽培計画書（別記様式第２号）

特別栽培（計画・管理記録）書（中途分・完了分）

「計画」を囲む

生産届出書の記載と同じであるか確認する

ほ場確認日は受領確認日より以前の日付とする（同日も可）

生産者名		栽培責任者名		確認責任者名	
住所	○○市○○○	住所	○○市●●●	住所	○○市■■■
氏名	○○○○	氏名	●●●●	氏名	■■■■
TEL	○○－○○－○○○○	TEL	●●－●●－●●●●		

現地確認※３	現地確認（予定・実績）
ほ場確認	令和○○年　３月２０日
管理状況確認	令和○○年　８月（上旬・　日）
収穫状況確認	令和○○年　９月（中旬・　日）
受領確認欄（申請・実績時）	令和　年　月　日 確認責任者氏名

化学合成窒素成分量とは、肥料中の無機態窒素成分量(%)を記載。（※有機態は含めない）

終了した作業は日付まで記載

パンフレットやメーカー聞き取りなどにより、化学合成(無機態)窒素量を記載

農薬名を記載し、カッコ書きで有効成分名を記載

ほ場番号（ほ場所在地）※１	作業計画（実績）		使用資材							
			施肥			病害虫・雑草防除等				
	作業等名 ※２	作業時期 ※３	名　称（化学合成窒素成分量(%)）	使用量 (kg/10a)	化学合成窒素量 (kg/10a)	使用時期 ※３	名　称（有効成分名称）	有効成分数	使用量・希釈倍数	使用時期 ※３
別紙	前作収穫終了	○○.9.15								
	堆肥散布	○○.11.5	牛糞堆肥	1000	0	○○.11.5				
	土壌改良剤　散布	○○.12.8	ミネラル G	200	0	○○.12.8				
	耕起	○○.3 下								
	種子消毒	○○.4 上					ﾃｸﾘｰﾄﾞ C ﾌﾛｱﾌﾞﾙ	1	200 倍	○○.4 上
	播種	○○.4 中					(ｲﾌﾞｺﾅｿﾞｰﾙ・銅水和剤)			
	代かき	○○.4 中								
品目名（品種名）	除草剤散布	○○.4 中					ｴﾘｼﾞｬﾝ乳剤	1	300ml/10a	○○.4 中
いね（コシヒカリ）							(ﾌﾟﾚﾁﾗｸﾛｰﾙ)			
	田植、施肥	○○.5 上	こだわり米有機基肥	30	1.2	○○.5 上	ｵﾘｾﾞﾒｰﾄﾌﾟﾘﾝｽ	2	50g/箱	○○.5 上
			(無機態窒素 4%)				(ﾌｨﾌﾟﾛﾆﾙ・ﾌﾞﾛﾍﾞﾅｿﾞｰﾙ)			
作型等名	除草剤散布	○○.5 中					ｲｯﾃﾂﾌﾛｱﾌﾞﾙ	3	500ml/10a	○○.5 中
							(ｲﾏｿﾞｽﾙﾌﾛﾝ・ｶﾌｪﾝｽﾄﾛｰﾙ・			
—	穂肥散布	○○.7 上	こだわり米有機穂肥	20	0.6	○○.7 上	ﾍﾞﾝｿﾞﾋﾞｼｸﾛﾝ)			
			(無機態窒素 3%)							
	出穂期防除	○○.8 下					ｱﾐｽﾀｰﾄﾚﾎﾞﾝ SE	2	300 倍、25ℓ/10a	○○.8 上
栽培面積	収穫	○○.9 中					(ｴﾄﾌｪﾝﾌﾟﾛｯｸｽ・			
a 100.20							ｱｿﾞｷｼｽﾄﾛﾋﾞﾝ)			
合計(のべ使用回数)	計　画				1.8kg/10a			9 回		
	実　績				k g/10 a			回		
	最終見込				kg/10a			回		

・小数点第２位を切り上げる
・切り上げた結果、慣行レベルの５割を上回る場合は、小数点第２位まで記載する

慣行レベルの ５ 割減以上であること

・使用量、希釈倍率及び使用時期が、農薬容器等の記載内容に反していないこと
・重複する農薬や成分が、当該農薬や成分の使用上限回数を超えていないこと（誤使用を防止）

注　ほ場毎に作成すること。**（作業計画、使用予定資材が同一の場合はまとめて作成することも可とする。）**

※１　ほ場所在地は地番まで記入し、ほ場番号を記載した「生産ほ場位置図」を添付すること。※２　作業等名は、「前作収穫終了」「耕起」「は種」「定植」「除草」「病害虫防除」「収穫」等、必要な作業等名を記入する。※３　現地確認、作業時期及び使用時期は、今後の予定は「年月旬」で記入し、実績は「年月日」で記入すること。

（参考）有機農産物ＪＡＳと特別栽培農産物の違い（農薬）

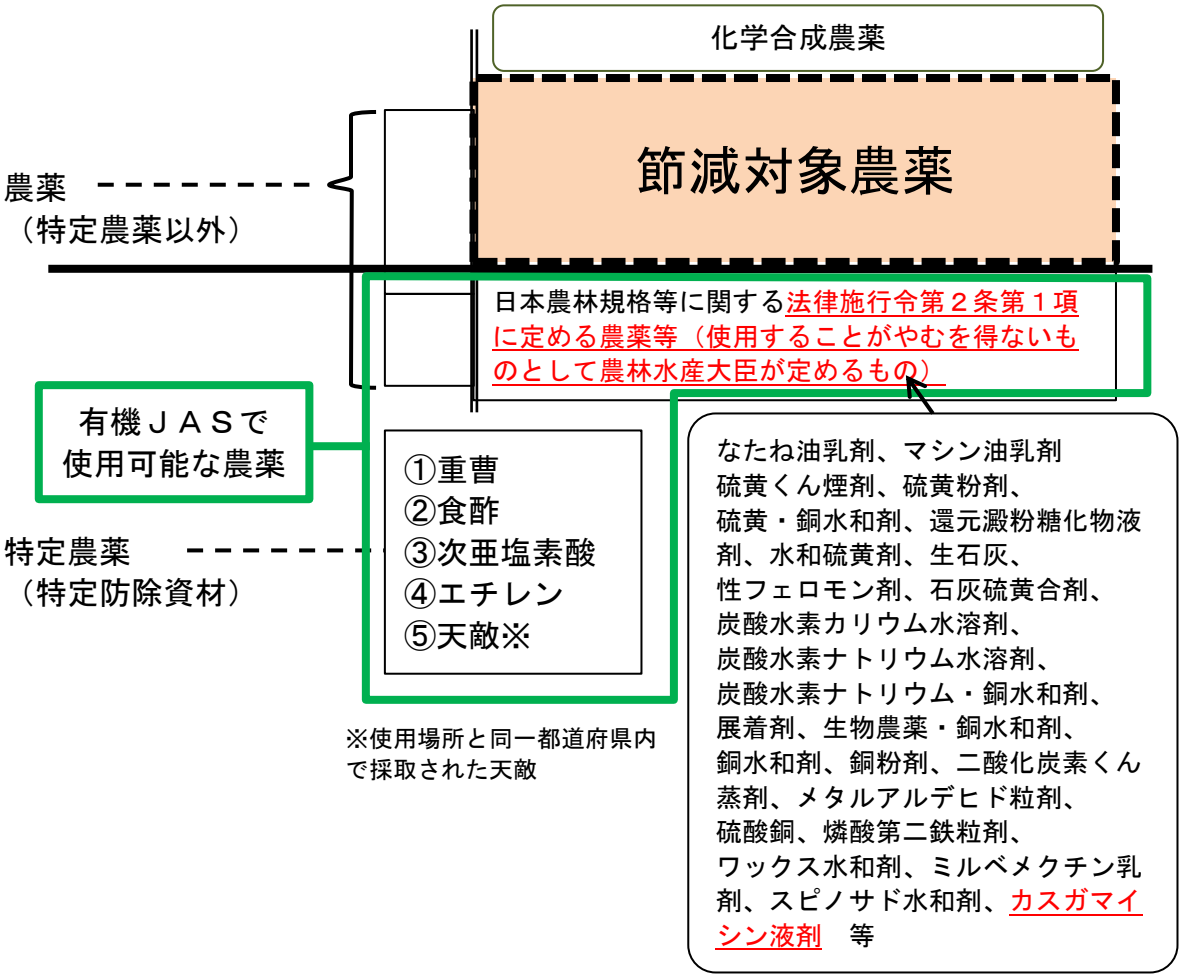

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン
第３　定義
　このガイドラインにおいて、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
農薬	農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第１条の２第１項に規定する農薬をいう。なお、同条第２項に規定する天敵及び第２条第１項に規定する特定農薬を含まない。
化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
節減対象農薬	化学合成農薬のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第１０条第１号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成１２年７月１４日農林水産省告示第１００５号）の一に掲げる農薬を除くものをいう。 なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。

※広島県では、有効成分が天然由来であっても有機ＪＡＳで使用不可能な農薬は、節減対象農薬としてカウントの対象になります。
　例：ポリオキシン、バリダマイシンなど

③　別紙

【生産者が１人の場合】

ほ場番号	ほ場所在地	栽培面積（ａ）
1	広島市○○○○１２３４	50.00
2	広島市○○○○４３２１	50.00
合計		100.00

生産ほ場の位置が判る地図を添付する

【生産者が複数の場合】

生産者	ほ場番号	ほ場所在地	栽培面積（ａ）
●▲　○■	1	広島市○○○○１２３４	50.00
	2	広島市○○○○４３２１	50.00
	小計		100.00
△○　■○	1	広島市○○○○５６７	40.00
	2	広島市○○○○７６５	50.00
	小計		90.00
●□　○△	1	広島市○○○○１２６５	50.00
	2	広島市○○○○６５２１	60.00
	3	広島市○○○○５６１２	70.00
	小計		180.00
△□　◆○	1	広島市○○○○５８９	60.00
	2	広島市○○○○９８５	20.00
	小計		80.00
合計			450.00

生産ほ場の位置が判る地図を添付する

（参考）生産部会等のグループの取組み

同一の栽培暦（栽培方法）で生産している産地や生産部会等のグループにおいて、栽培計画書の作業計画や使用予定資材が記載された栽培暦がある場合は、栽培暦を添付することで、栽培計画書の記載を簡素化できます。

（参考）複数回転の作付け、ほ場ごとに作付時期をずらす場合

複数回の作付けを行う場合や、作付時期をずらす場合、確認責任者等が円滑に現地確認できるよう、ほ場ごとの作付計画を追加してください。

＜例　非結球レタス４．５アール栽培＞
2993（1.5a）は３回転、2992（1.5a）と 2991-2（1.5a）は２回転
⇒延べ合計 10.5 アールの作付け

【必要な書類】

①生産届＋栽培計画＋ほ場位置図 ＋ ②ほ場ごとの作付計画が分かる資料

ほ場番号		2993	2992	2991-2
面　積		1.5a	1.5a	1.5a
品　目		非結球レタス	非結球レタス	非結球レタス
H25 1月	上旬			
	中旬			
	下旬	前作収穫終了		
2月	上旬			
	中旬			
	下旬	耕起・堆肥等散布		
3月	上旬			
	中旬	播種		
	下旬			
4月	上旬	定植		
	中旬			
	下旬			
5月	上旬			
	中旬	収穫開始		
	下旬	↓		
6月	上旬	収穫終了		
	中旬			
	下旬			前作収穫終了
7月	上旬	耕起・堆肥等散布		
	中旬	播種		耕起・堆肥等散布
	下旬	定植		
8月	上旬			播種
	中旬			定植
	下旬	収穫開始		
9月	上旬	↓		収穫開始
	中旬	収穫終了		↓
	下旬			↓
10月	上旬		前作収穫終了	収穫終了
	中旬			
	下旬		耕起・堆肥等散布	
11月	上旬			
	中旬		播種	
	下旬		定植	
12月	上旬			
	中旬		収穫開始	
	下旬	耕起・堆肥等散布	↓	
1月	上旬	播種	↓	
	中旬		↓	
	下旬	定植	収穫終了	
2月	上旬			
	中旬			
	下旬		耕起・堆肥等散布	
3月	上旬	収穫開始	播種	耕起・堆肥等散布
	中旬	↓		播種
	下旬	収穫終了	定植	
4月	上旬			定植
	中旬			
	下旬			
5月	上旬		収穫開始	
	中旬		↓	
	下旬		収穫終了	
6月	上旬			収穫開始
	中旬			↓
	下旬			収穫終了

収穫１回目

収穫２回目

収穫３回目

収穫１回目

収穫１回目

収穫２回目

収穫２回目

④（参考様式）

「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証マーク利用方法

○特栽認証マークの利用方法（活用例の番号記載も可）

包装資材にシールで貼付、包装資材に刷り込み印刷などを記載してください。

【活用例】
①シールで貼付
②包装資材に刷り込み印刷又はスタンプ押印など
③直接販売時にＰＲチラシを配布、配送の場合はチラシ同封など
④インターネット販売において、注文画面でＰＲなど
⑤小売店等の店頭でＰＯＰによる制度ＰＲなど

※枠内はイメージです。本来は空白です。

利用イメージ（可能であれば）※イラストも可

①の例）

②の例）

③の例）

④の例）

⑤の例）

（２）認証申請書類

当該農産物の収穫開始 14 日前までに申請する
※提出が早すぎないよう、最終使用資材の確定時期を目安とする

①認証申請書（別記様式第３号）

「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証申請書

令和○○年８月１５日

広　島　県　知　事　様

住　所　○○市○○○○○
氏　名　○○　○○

法人・団体用

又は団体の所在地
団体の名称
代表者氏名

「安心！広島ブランド」認証要綱第４条の規定により、認証を申請します。

県から受理通知された日付、受理番号を記載する

生産届出時のほ場と変更がないか確認する

生産届受理年月日	令和○○年４月５日		受理番号	特栽（○○）○○－001	
品目名(品種名)	いね(コシヒカリ)	作型等	―	栽培面積	100.20 a

		節減対象農薬使用回数（回）	化学肥料使用量（窒素成分kg/10ａ）
地域慣行レベル		２１回	８kg／１０a
栽培計画		９回	１．８kg／１０a
栽培実績	現時点	７回	１．８kg／１０a
	栽培完了時見込	９回	１．８kg／１０a

・野菜（トマト、きゅうり等）の場合、収穫期間が長期にわたるため、作期途中（認証申請時点）の農薬成分使用回数等を、「現時点」の欄に記載する

・「栽培完了時見込」の欄は、栽培歴により、農薬の使用上限回数、化学肥料の施用上限量（窒素成分）を記載する（※５割を超えると認証できない）

※収穫期間の終盤に、仮に上限を上回った場合は、それ以降の収穫物は「特別栽培農産物」ではなく、「慣行栽培農産物」として販売することになる

②特別栽培管理記録書（別記様式第２号）

「管理記録」、「中途分」を囲む

生産届出時の栽培管理計画で修正箇所があった場合は、適切に修正していること

特別栽培（計画・管理記録）書（中途分・完了分）

管理状況確認日は、定植から収穫２週間前までの期間内の日付とし、受領確認日より以前の日付とする（同日も可）

栽培管理記録書（中途分）の内容を確認責任者に確認してもらい、現地確認（管理状況）と併せて、日付を記入する。

生産者名		栽培責任者名		確認責任者名		現地確認※	現地確認（予定・実績）欄
住所	○○市○○○	住所	○○市●●●	住所	○○市■■■	ほ場確認	令和○○年　３月２０日
氏名	○○○○	氏名	●●●●			管理状況確認	令和○○年　８月　７日
						収穫状況確認	令和○○年　９月中旬
TEL	000-000-0000	TEL	●●●-●●●-●●●●			受領確認欄（申請・実績時）	令和○○年　８月１５日 確認責任者氏名　■■■

化学合成窒素成分量とは、肥料中の無機態窒素成分量(%)を記載。（※有機態は含めない）

認証申請書及び栽培管理記録書（中途分）の内容を確認してもらい、日付を記入、記名する。（認証申請日と同日かそれ以前）

ほ場番号（ほ場所在地）※１	作業計画（実績）		施肥・土づくり等				使用資材			
	作業等名 ※２	作業時期 ※３	名称（化学合成窒素成分量(%)）	施用量 (kg/10a)	化学合成窒素量 (kg/10a)	使用時期 ※３	名称（有効成分名称）	成分数	希釈倍数	※３
別紙	前作収穫終了	○○.9.15								
	堆肥散布	○○.11.5	牛糞堆肥	1000	0	○○.11.5				
	土壌改良剤　散布	○○.12.8	ミネラルG	200	0	○○.12.8				
	耕起	○○.3.25								
	種子消毒	○○.4.5					ﾃｸﾘｰﾄﾞCﾌﾛｱﾌﾞﾙ	1	200倍	○○.4.5
	播種	○○.4.11					(ｲﾌﾟｺﾅｿﾞｰﾙ・銅水和剤)			
	代かき	○○.4.15								
品目名（品種名）	除草剤散布	○○.4.15					ｴﾘｼﾞｬﾝ乳剤	1	300ml/10a	○○.4.15
いね（コシヒカリ）							(ﾌﾟﾚﾁﾗｸﾛｰﾙ)			
	田植、施肥	○○.5.1	こだわり米有機基肥	30	1.2	○○.5.1	ｵﾘｾﾞﾒｰﾄﾌﾟﾘﾝｽ	2	50g/箱	○○.5.1
			(無機態窒素4%)				(ﾌｨﾌﾟﾛﾆﾙ・ﾌﾟﾛﾍﾞﾅｿﾞｰﾙ)			
作型等名	除草剤散布	○○.5.15					ｲｯﾃﾂﾌﾛｱﾌﾞﾙ	3	500ml/10a	○○.5.15
							(ｲﾏｿﾞｽﾙﾌﾛﾝ・ｶﾌｪﾝｽﾄﾛｰﾙ・			
—	穂肥散布	○○.7.15	こだわり米有機穂肥	20	0.6	○○.7.15	ﾍﾞﾝｿﾞﾋﾞｼｸﾛﾝ)			
			(無機態窒素3%)							
	出穂期防除	○○.8.下					ｱﾐｽﾀｰﾄﾚﾎﾞﾝSE	2	300倍、25ℓ/10a	○○.8.下
栽培面積	収穫	○○.9中					(ｴﾄﾌｪﾝﾌﾟﾛｯｸｽ・			
a 100.20							ｱｿﾞｷｼｽﾄﾛﾋﾞﾝ)			
合計(のべ使用回数)	計　画				1.8kg/10a			9		
	実　績				1.8kg/10a			7		
	最終見込				1.8kg/10a			9		

作業が数日かかった場合は、「○○.4.10～○○.4.13」のように作業期間を記載する

実績は確認責任者の受領確認日までに使用した回数の合計を記載する

慣行レベルの５割減以上であること

・使用量、希釈倍率及び使用時期が、農薬容器等の記載内容に反していないこと
・重複する農薬や成分が、当該農薬や成分の使用上限回数を超えいないこと（誤使用を防止）

注　ほ場毎に作成すること。（作業計画、使用予定資材が同一の場合はまとめて作成することも可とする。）
※１　ほ場所在地は地番まで記入し、ほ場番号を記載した「生産ほ場位置図」を添付すること。※２　作業等名は、「前作収穫終了」「耕起」「は種」「定植」「除草」「病害虫防除」「収穫」等、必要な作業等名を記入する。※３　現地確認、作業時期及び使用時期は、今後の予定は「年月旬」で記入し、実績は「年月日」で記入すること。

③ 「ガイドラインによる表示」

農林水産省新ガイドラインによる表示

特　　別　　栽　　培　　米

節減対象農薬：当地比５割減
化学肥料（窒素成分）：当地比７割減

栽培責任者　●●●●
所在地　　広島県広島市●●●●
連絡先　　●●●－●●●－●●●●

確認責任者　■■■■
所在地　　広島県広島市■■■■
連絡先　　■■■－■■■－■■■■

精米確認者　▲▲▲▲
所在地　　広島県広島市▲▲▲▲
連絡先　　▲▲▲－▲▲▲－▲▲▲▲

栽培責任者等の氏名、所在地、連絡先に間違いがないか確認する

玄米で出荷する場合は、精米確認者の記載は不要

出荷方法が、玄米と精米どちらもある場合は、表示方法を２種類作成すること

精米確認者が複数いる場合は、それぞれ作成すること

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
イプコナゾール	殺菌	１回
プレチラクロール	除草	１回
フィプロニル	殺虫	１回
プロベナゾール	殺菌	１回
イマゾスルフロン	除草	１回
カフェンストロール	除草	１回
ベンゾビシクロン	除草	１回
エトフェンプロックス	殺虫	１回
アゾキシストロビン	殺菌	１回

用途は、登録農薬情報等を参考に記載する

④販売ＰＲ票

「安心！広島ブランド」認証制度（特別栽培農産物）ＰＲに係る調査票

品目	申請者（認証予定者） (連絡先)	販売店 （所在地・電話番号）	販売開始時期～ 販売終了(予定)時期	ホームページへの 販売店の掲載	備考
いね （コシヒカリ）	●●　●● ○○市○○○○ Tel　(082) ○○○-○○○○	①自宅販売 ○○市○○○○ Tel　(082) ○○○-○○○○ URL　http://www.●●.jp ②道の駅「●●」 ○○市○○○○ Tel　(082) ○○○-○○○○ ③スーパー▲▲　□□店 ○○市○○○○ Tel　(082) ○○○-○○○○	令和○年１０月上旬 ～ 令和○年１２月下旬	☑希望する □希望しない	

生産者自身が、ホームページでPRしている場合やネット販売を行っている場合は、アドレスも併せて県ホームページでPRします

販売期間の**開始時期**と**終了予定時期**が判るよう、記載する

いずれかに「レ」のチェックを入れてください

【調査及び調査票の提出について】
　調査票はホームページへの掲載希望の有無にかかわらず、原則として提出してください。
【記入についての留意事項】
①申請者（認証予定者）欄については、氏名（法人・団体名及び代表者名）、住所及び電話番号を記入してください。
②販売店欄については、販売店名、所在地及び電話番号を記入してください。ただし、販売店数が多く、全店舗の記入が困難な場合は主な店舗を記入してください。（その旨、備考欄に記入してください。）
③変更があれば、随時ご連絡ください。
【その他】
　提出された情報のうち、ホームページへの販売店の掲載を希望しない場合は、認証日、申請者（認証予定者）住所及び農地の属する市町、氏名（法人・団体名）及び品目を掲載します。

（参考）使用資材が異なる生産者が、グループで認証申請する場合（※米を除く）

生産者が同一の栽培責任者のもと、グループで認証申請する場合において、使用資材が異なる農産物を混合して、同一の包装形態で販売するケースが考えられます。

消費者は、農産物に使用された資材の内容について正確な情報を求めていることから、節減対象農薬の使用状況の欄には、当該包装内の複数の農産物に使用された全ての資材について網羅的に表示する必要があります。

また、同一の資材が各農産物に異なる回数（農薬の場合）使用されている場合には、消費者の優良誤認を避けるため、当該資材の使用回数の欄には、使用回数が最大であるものの回数を記載することが原則になります。

＜記載例１＞

地域慣行レベルが１０回の場合

生産者ごとの実際の使用回数

使用資材名	使用回数		
	生産方法 a	生産方法 b	生産方法 c
A	1	2	1
B	1		
C	1	1	1
D		1	1
計	3	4	3

各資材の最大使用回数を表示

農産物への表示

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
A	殺菌	2
B	殺虫	1
C	殺虫	1
D	除草	1

・生産者ごとの使用回数は、最大で「４」であるが、農産物への表示は、「５」になる
・この使用回数「５」が地域慣行レベルの５割以下であれば、認証農産物として販売できる

＜記載例２＞

地域慣行レベルが１０回の場合

生産者ごとの実際の使用回数

使用資材名	使用回数		
	生産方法 a	生産方法 b	生産方法 c
A	3	2	1
B	1		
C	1	2	1
D		1	1
計	5	5	3

各資材の最大使用回数を表示

農産物への表示

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
A	殺菌	3
B	殺虫	1
C	殺虫	2
D	除草	1

・生産者ごとの使用回数は、最大で「５」で、全員が特別栽培農産物の生産方法であるが、農産物への表示では「７」となり、地域慣行レベルの５割を超えるため、認証農産物として販売できないことになる
・このため、次のページの記載方法に改める必要がある

地域慣行レベル１０回の場合

生産者ごとの実際の使用回数

使用資材名	使用回数		
	生産方法ａ	生産方法ｂ	生産方法ｃ
A	3	2	1
B	1		
C	1	2	1
D		1	1
計	5	5	3

個々の生産方法の使用回数を表示

農産物への表示

節減対象農薬の使用状況				
使用資材名	用途	使用回数		
A	殺菌	3	2	1
B	殺虫	1		
C	殺虫	1	2	1
D	除草		1	1

※使用された農薬の異なる上記３種類の○○（農産物名）が混合しています。

すべての生産方法の使用回数を表示し、複数の種類（生産方法）の認証農産物が混合している旨を明記する

＜記載例３＞

記載例２に準じて記載すべきところであるが、生産者が多数いて、包装資材等にすべてを表記することができない場合、次のような表示方法があります。

農林水産省新ガイドラインによる表示
特　別　栽　培　米

節減対象農薬：当地比５割減
化学肥料（窒素成分）：当地比５割減

栽培責任者　●●●●
所在地　広島県広島市●●●●
連絡先　●●●－●●●－●●●●
確認責任者　■■■■
所在地　広島県広島市■■■■
連絡先　■■■－■■■－■■■■
精米確認者　▲▲▲▲
所在地　広島県広島市▲▲▲▲
連絡先　▲▲▲－▲▲▲－▲▲▲▲

節減対象農薬の使用状況
ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．●●．ｃｏ．ｊｐ／

農薬の使用状況を、容器、包装又は票片の一括表示の枠外に表示できない場合、消費者が必要に応じて確認できるホームページのアドレス等情報入手の方法を、一括表示の枠内に掲載する

ホームページ

節減対象農薬の使用状況				
使用資材名	用途	使用回数		
A	殺菌	3	2	1
B	殺虫	1		
C	殺虫	1	2	1
D	除草		1	1

※使用された農薬の異なる上記３種類の○○（農産物名）が混合しています。

「節減対象農薬の使用状況」をホームページに掲載する

（３）実績報告書類

①実績報告書（別記様式第４号）

・当該作の出荷終了後３０日を経過する日までに提出
・ただし、特別栽培米は、とう精施設における精米・出荷終了後に、速やかに提出する

「安心！広島ブランド」特別栽培農産物実績報告書

令和○○年１１月１０日

広　島　県　知　事　様

住　所　○○市○○○○○
氏　名　○○　○○

法人・団体用
（又は団体の所在地
団体の名称
代表者氏名）

「安心！広島ブランド」認証要綱第９条の規定により、実績を報告します。

県から認証通知された日付、認証番号を記載する

認証年月日	令和○○年９月１５日		認証番号	特栽○○－００１	
品目名(品種名)	いね(ｺｼﾋｶﾘ)	作型等	―	栽培面積	100.20ａ
栽培期間	令和○○年９月　～　令和○○年９月				

	節減対象農薬使用回数（回）	化学肥料使用量（窒素成分kg/10ａ）
地域慣行レベル	２１回	８kg／１０a
認証申請時	９回	１．８kg／１０a
栽培実績	９回	１．８kg／１０a
出荷期間	令和○○年９月　～　令和○○年１１月	
収穫量	５、０００kg	
出荷量	４、４００kg	

(注)生産者等が複数の場合は、別途一覧表を作成することでも可とする。

使用した節減対象農薬と化学肥料の最終実績を記載する

認証申請時（認証申請書中の「現時点」）で使用した節減対象農薬と化学肥料の実績を記載する

添付資料
栽培管理記録書（完了分）（別記様式第
出荷記録書（別記様式第５号）
特別栽培米受払台帳（別記様式第６号）：精米販売の場合

②特別栽培管理記録書（別記様式第２号）

特別栽培（計画・管理記録）書（中途分・完了分）

栽培管理記録書（完了分）の内容を確認責任者に確認してもらい、現地確認（収穫状況）と併せて、日付を記入する。

生産者名		栽培責任者名		確認責任者名		現地確認※３	現地確認（予定・実績）欄
住所	○○市○○○	住所	●●市●●●	住所	■■市■■■	ほ場確認	令和○○年　３月２０日
氏名	○○○○	氏名	●●●	氏名	■■■■	管理状況確認	令和○○年　８月　７日
						収穫状況確認	令和○○年　９月２０日
TEL	000-000-0000	TEL	●-●-●	TEL	■■■-■■■-■■■■	受領確認欄（申請・実績時）	令和○○年　９月２０日 確認責任者氏名 ■■■■

「管理記録」、「完了分」を囲む

実績報告書及び栽培管理記録書（完了分）の内容を確認してもらい、日付を記入、記名する。（実績報告書提出日と同日かそれ以前）

ほ場番号（ほ場所在地）※１	作業計画（実績）		施肥・土づくり等				使用資材			
	作業等名※２	作業時期※３	名　称（化学合成窒素成分量(%)）	施用量(kg/10a)	化学合成窒素量(kg/10a)	使用[illegible]	名　称（有効成分名称）	成分数	希釈倍数	※３
別紙	前作収穫終了	○○.9.15								
	堆肥散布	○○.11.5	牛糞堆肥	1000						
	土壌改良剤　散布	○○.12.8	ミネラル G	200		○○.12.8				
	耕起	○○.3.25								
	種子消毒	○○.4.5					ﾃｸﾘｰﾄﾞ C ﾌﾛｱﾌﾞﾙ	1	200 倍	○○.4.5
	播種	○○.4.11					(ｲﾌﾟｺﾅｿﾞｰﾙ・銅水和剤)			
	代かき	○○.4.15								
品目名（品種名）	除草剤散布	○○.4.15					ｴﾘｼﾞｬﾝ乳剤	1	300ml/10a	○○.4.15
いね（コシヒカリ）							(ﾌﾟﾚﾁﾗｸﾛｰﾙ)			
	田植、施肥	○○.5.1	こだわり米有機基肥	30	1.2	○○.5.1	ｵﾘｾﾞﾒｰﾄﾌﾟﾘﾝｽ	2	50g/箱	○○.5.1
			(無機態窒素 4%)				(ﾌｨﾌﾟﾛﾆﾙ・ﾌﾞﾛﾍﾞﾅｿﾞｰﾙ)			
作型等名	除草剤散布	○○.5.15					ｲｯﾃﾂﾌﾛｱﾌﾞﾙ	3	500ml/10a	○○.5.15
							(ｲﾏｿﾞｽﾙﾌﾛﾝ・ｶﾌｪﾝｽﾄﾛｰﾙ・			
—	穂肥散布	○○.7.15	こだわり米有機穂肥	20	0.6	○○.7.15	ﾍﾞﾝｿﾞﾋﾞｼｸﾛﾝ)			
			(無機態窒素 3%)							
	出穂期防除	○○.8.17					ｱﾐｽﾀｰﾄﾚﾎﾞﾝ SE	2	300 倍、25ℓ/10a	○○.8.17
栽培面積	稲刈	○○.9.12					(ｴﾄﾌｪﾝﾌﾟﾛｯｸｽ・			
a 100.20		～9.20					ｱｿﾞｷｼｽﾄﾛﾋﾞﾝ)			
合計(のべ使用回数)	計　画				1.8ｋg/10ａ			9		
	実　績				1.8ｋg/10ａ			9		
	最終見込				1.8ｋg/10ａ			9		

収穫状況確認日は収穫期間中とし、遅くとも収穫最終日とする

栽培管理記録書（中途分）の提出日以降、実施した作業・使用の時期を記載する

実績は確認責任者の受領確認日までに使用した回数の合計を記載する

注　　ほ場毎に作成すること。（作業計画、使用予定資材が同一の場合はまとめて作成することも可とする。）

※１　ほ場所在地は地番まで記入し、ほ場番号を記載した「生産ほ場位置図」を添付すること。

※２　作業等名は、「前作収穫終了」「耕起」「は種」「定植」「除草」「病害虫防除」「収穫」等、必要な作業等名を記入する。

※３　現地確認、作業時期及び使用時期は、今後の予定は「年月旬」で記入し、実績は「年月日」で記入すること。

栽培管理記録書に記載した収穫期間を記入する

③出荷記録書（様式第５号）

出荷記録書（令和〇〇年 9 月 12 日～令和〇〇年 9 月 20 日収穫分）

品　目	いね	ほ場番号	〇〇市〇〇〇〇
品種名	コシヒカリ	面積	100.20　a
作型等	―	収穫量　kg	5000　kg

出荷記録書の内容を確認責任者に確認してもらい、日付を記入、記名する

生産者名		栽培責任者名		確認責任者名		受領確認欄
住所	〇〇市〇〇〇	住所	〇〇市●●●	住所	〇〇市■■■	令和〇〇年 10 月 10
氏名	〇〇〇〇	氏名	●●●●	氏名	■■■■	確認責任者氏名
TEL	000-000-0000	TEL	●●●-●●●-●●●●	TEL	■■■-■■■-■■■■	■■■■

出荷年月日	出荷先 ※1	規格等 (A)※2	数量 (B)	出荷量計 (C)=(A)×(B)
R〇〇.9.20	とう精施設		1、750	1、750
R〇〇.9.30	とう精施設		1、000	1、000
R〇〇.10.10	とう精施設		750	750
R〇〇.9.25	個別出荷	30kg 袋	30	900
	自家消費		600	
合計				4、400

（注）記録は出荷ごとすべてに記載することを基本とするが、取引の日数や相手方が非常に多い場合は
　出荷日を「〇月〇日～〇月〇日」、出荷先を「個別消費者〇名」などまとめて記載することも可とする。
（※１）精米で流通させる場合は、出荷先は「とう精施設」としその量を記載する。
（※２）規格等欄には、「10ｋｇ箱」「30ｋｇ袋」「バラ 120ｋｇ」などの出荷単位を記載する。

④特別栽培米受払台帳（様式第６号）

特別栽培米受払台帳

とう精施設名		栽培責任者名		精米責任者名		精米確認者名		精米確認欄
住所	○○市□□□□	住所	○○市●●●●	住所	○○市□□□□	住所	○○市▲▲▲▲	令和○○年 11 月 10 日
施設	（株）□□精米所	氏名	●●●●	氏名	□□□□	氏名	▲▲▲▲	精米確認者氏名
TEL	□□□-□□□-□□□□	TEL	●●●－●●●－●●●●	TEL	□□□－□□□－□□□□	TEL	▲▲▲－▲▲▲－▲▲▲▲	▲▲▲▲

施設への受入		とう精作業								
玄米受入年月日	玄米受入数量 kg ※１	とう精作業日	とう精玄米量(A) kg	精米生産量(B) kg	歩留(%) (B/A)	出荷日	出荷先	規格等 (C) ※３	数量 (D)	出荷量 (C×D) kg
○○.9.20	1、750									
		R○○.9.25	500	445	89	R○○.9.25	（株）○○食品	2kg 5kg	20 81	445
		R○○.9.28	800	712	89	R○○.9.28	〃	2kg 5kg	31 130	712
○○.9.30	1、000									
		R○○.10.2	500	445	89	R○○.10.2	（株）▲▲スーパー	2kg 5kg	40 73	445
		R○○.10.5	500	445	89	R○○.10.5	〃	2kg 5kg	60 65	445
○○.10.10	750									
		R○○.10.15	200	178	89	R○○.10.15	▲○米穀	2kg 5kg	39 20	178
		R○○.10.30	600	534	89	R○○.10.30	〃	2kg 5kg	17 100	534
		R○○.11.9	400	356	89	R○○.11.9	〃	2kg 5kg	28 60	356
合計	3、500		3、500	3、115						3、115

出荷記録書（玄米出荷量）と同じであること

（※１）　玄米受入数量は、様式第５号において「とう精施設」へ出荷した量と一致させる。
（※２）　出荷記録は出荷ごとすべてに記載することを基本とするが、取引の日数や相手方が非常に多い場合は出荷日を「○月○日～○月○日」、出荷先を「個別消費者○名」などまとめて記載することも可とする。
（※３）規格等欄には、「2kg 袋」「10kg 袋」「バラ 120ｋｇ」等の出荷単位を記載する。

６　認証の公表（県ホームページでの公表）

認証を受けた作物名・生産者名・市町名とともに、希望者については認証農産物の販売取扱店を公表し、取組のＰＲを図っています。

→　県ホームページサイト

「安心！広島ブランド」の認証状況及び購入先について

※特別栽培米に係る認証情報については、生産者が品種及び産年の根拠を示す資料を保管している場合は、認証情報へ品種表示するものとします（特別栽培米の取扱い）。

７　生産者（栽培責任者）などの遵守事項

生産者（栽培責任者）や認証を申請する者は、認証農産物の適正な生産・出荷・販売・品質管理などに務めるとともに、次の事項を遵守してください。

（１）前作終了後速やかに栽培計画を作成し、確認責任者に提出すること。

（２）肥料・農薬などの使用状況、播種・収穫年月日などの栽培管理状況、販売・出荷の状況などを記録するとともに、確認責任者に必要書類を提出すること。

（３）認証農産物以外のほ場と区別するため、看板などを設置すること。

（４）農林水産事務所（農林事業所）が行う現地確認調査に協力すること。

（５）認証農産物とその他の農産物が混ざらないよう、区分管理すること。

（６）認証マークは適切に使用するとともに、認証農産物の出荷状況を記録すること。

（７）認証農産物への理解と信頼の向上のための情報提供に努めること。

８　確認責任者の役割

確認責任者は、適正に記載がなされていると判断した場合は、確認年月日・確認責任者の名前を記入するとともに、関係書類を３年間保管してください。

（１）栽　培　計　画：ほ場の場所、作物名などを把握するとともに、栽培計画の内容が生産者の経営や技術を勘案して適切であるかを確認。

（２）栽　培　状　況：栽培期間中１回以上ほ場に赴き、栽培責任者から管理の状況・記録の記載状況などを聴取し、栽培管理が適切であるかを確認。

（３）栽培管理記録：肥料・農薬などの資材使用内容をチェックし、５割低減となっているかどうかを確認。

（４）出　荷　記　録：出荷先・出荷量などが適正に記載されていることを確認。

９　栽培責任者・確認責任者・精米責任者用チェックリスト（例）

責任者が留意すべきポイントをチェックリスト形式で整理しています。

（１）栽培責任者チェックリスト

年　度	生産者情報
令和　　年	生産者名　　作物名

チェック項目		チェック欄
①栽培計画は適正か		
	土質・地力を把握して、堆肥・土づくり資材等を施用する計画となっているか	
	化学肥料の窒素分施用量は適切か（過不足はないか）	
	化学合成由来の窒素肥料分の計算は正しいか	
	使用予定の農薬は、その作物に適用があるか	
	化学肥料の施用量、節減対象農薬の使用回数は、地域慣行レベルの５割以下か	
	栽培計画の記載や添付資料に漏れはないか	
②農薬の使用		
	農薬の使用を判断する責任者を決めているか	
	周辺ほ場から農薬飛散の影響を受ける恐れはないか	
	農薬名、使用方法（使用量・倍率、使用時期、総使用回数等）や散布圃場を栽培記録等で確認できるか	
	購入した種苗の農薬の使用履歴を確認したか	
③肥料の使用		
	完熟堆肥であるか確認して使用しているか	
	肥料名・散布日・散布量が栽培記録で確認できるか	
④農産物の収穫（異物・異品種の混入防止等）		
	農薬の収穫前日数を事前確認し、収穫作業を実施しているか	
	収穫前に収穫機・乾燥機・調製機等の清掃記録を確認できるか	
	品種の切替わり時等における、機械の清掃記録が確認できるか	
	特別栽培農産物と一般農産物を区分管理しているか	
	出荷記録が確認できるか	
⑤その他		
	圃場への立て札（看板等）を設置しているか	
	ガイドライン表示が適切であるか確認したか	
	肥料、農薬の使用状況や、出荷状況などについて、消費者や実需者からの問い合わせに対応できるか	
	播種又は定植する前に、「安心！広島ブランド認証」の登録申請を行ったか	
	収穫を開始する 14 日前までに、認証申請を行ったか	
	出荷終了後、速やかに実績報告書を提出しているか（米の場合は、遅くても、次の新米が出回る前に提出）	

注）　このチェック表は、栽培責任者が保管する。

（２）確認責任者チェックリスト

年　度	生産者情報
令和　　年	認証申請者名（　　） 生産者名　　作物名

１　生産届け出時

栽培計画書受領日：令和　　年　　月　　日
ほ場確認日　　：令和　　年　　月　　日

チェック項目	チェック欄
①ほ場条件は適切か	
慣行栽培のほ場と区別可能か（特栽ほ場に看板等があるか）	
周辺ほ場から農薬飛散の影響を受ける恐れはないか	
②栽培計画は適正か	
化学肥料の窒素分施用量は適切か（過不足はないか）	
化学合成由来の窒素肥料分の計算は正しいか	
使用予定の農薬は、その作物に適用があるか	
化学肥料の施用量、節減対象農薬の使用回数は、地域慣行レベルの５割以下か	
栽培計画の記載や添付資料に漏れはないか	

２　認証申請時

栽培管理記録書（中途分）受領日：令和　　年　　月　　日
栽培管理状況確認日　　：令和　　年　　月　　日

チェック項目	チェック欄
作業内容を生産者の記帳等で確認したか	
肥料の施用状況、化学合成農薬等の使用状況を生産者の記帳・伝票等で確認したか	
農薬の収穫前日数と収穫予定日は整合しているか	
栽培計画の内容に変更がないか（変更内容が適切か）	
認証農産物に表示予定の「ガイドライン表示（一括表示欄と使用農薬の表示）」の記載内容は適切か	

３　実績報告時

栽培管理記録書（完了分）・出荷記録書受領日：令和　　年　　月　　日
収穫状況確認日　　：令和　　年　　月　　日

チェック項目	チェック欄
栽培管理状況報告後、農薬等使用状況に変更がないか	
出荷実績の内容を生産者の記帳等で確認したか	
収穫量と出荷量が整合しているか（一般農産物と特別栽培農産物が区分管理され、混合されることなく適切に出荷されているか）	

注）　このチェック表は、確認責任者が保管する。

（３）精米確認者チェックリスト

年　産	生産者情報
令和　　年産	認証申請者名（　　） 生産者名　　精米施設名

１　生産届け出時

チェック項目	チェック欄
とう精を行う予定の精米施設は、一般米と特別栽培米を明確に区分した管理が可能か	
精米確認者が、必要時に調査できるか	

２　認証申請時

チェック項目	チェック欄
認証農産物に表示予定の「ガイドライン表示（一括表示欄の精米責任者、精米確認者）」の記載内容は適切か	

３　実績報告時

特別栽培米受払台帳受領日：令和　　年　　月　　日
特別栽培米受払台帳確認日：令和　　年　　月　　日

チェック項目	チェック欄
とう精施設の管理は適正に行われているか（一般米と特別栽培米が区分管理できているか）	
精米設備を適切に清掃しているか（一般米や異なる生産方法で栽培された特別栽培米等を同じラインでとう精する場合）	
玄米入荷量と精米数量、とう精等に伴う欠減量等の内容を、精米責任者の記帳等で確認したか	

注）　このチェック表は、精米確認者が保管する。

10　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　ある申請者が、別の申請者の確認責任者になれるか？

答）　地域の農業に精通している者であれば、お互いに確認者となることは可能です。

Ｑ２　ある法人が申請する場合、法人の構成員が確認責任者になれるか？

答）　消費者の信頼を担保するために、原則として、栽培責任者とは別の者が栽培管理等の指導を行うこととしています。

ただし、ガイドライン上、団体にあっては、その組織内の責任分担が明確になっていれば、その組織又は代表者（例えば農協の組合長など）が表示上の栽培責任者と確認責任者を兼ねることができるとされています。

実務上、組合長が栽培責任者及び確認責任者としての役割を果たす訳ではなく、又、消費者が確認責任者に問い合わせる場合もあることから、現実的ではありません。

以上のことから、ＪＡの場合は、営農部門と販売部門の役職者が、農業法人等の場合は、責任分担が明確にされた各々の法人役員等が、栽培責任者と確認責任者をそれぞれ担当するのが望ましいです。

Ｑ３　特別栽培米を精米と玄米の両方で販売する場合、精米責任者は精米確認者になれるか？

答）　精米確認者は、その確認内容の信頼性を高めるため、原則として、精米責任者とは別の者とすることとしています。

Ｑ４　３年間生産届をした場合、届け出期間中に地域慣行レベルや成分カウントしない農薬等が改正された時の取り扱いは？

答）　登録内容の変更手続きは、必要ありません。

改正後に行う認証申請や実績報告の際に、認証基準に達しているか審査等を行います。

Ｑ５　種子のジベレリン処理はカウントするか？

答）　『「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について（平成 17 年３月２日）』における国の見解は、次のとおりです。

> 栄養繁殖で増えるイチゴやサツマイモの苗に使用した農薬の使用回数は、ランナーや親株から切り離して苗を作出した時点から収穫までを使用回数のカウント期間とし、種子繁殖のものは**種子の段階から収穫の段階に至るまでの間をカウント期間**として、それぞれ農薬の残留の程度を試験し、最終的な農産物の安全性を確認している。

また、有機ＪＡＳ規格別表２に植物成長調節剤は掲載されていないため、植物成長調節剤は成分カウント対象農薬です。

以上のことから、種子に対して植物成長調節剤を使用した場合は、成分カウントする必要があります。

Ｑ６　途中で確認責任者等を変更できるか？

答）　会社等に勤めている方が、確認責任者である場合には、異動等でその責務を継続できない場合があります。

こうした場合、栽培履歴の確認内容を引継ぎ、確認責任者の責務を継承ができる方いる場合は、変更可能ですので、変更する旨を報告してください。

なお、必要に応じて、前任者に過去の経緯等が聞取りできるよう、連絡や協力が得られるよう、努めてください。

また、確認責任者は栽培計画、栽培管理記録及び出荷記録を受領後３年間保管する必要があることから、引継ぎ内容や、消費者等への問合せに対して、適切に対応できる体制も十分に検討してください。

Ｑ７　購入したポット苗等により持ち込まれる培土の化学肥料をどのように取り扱うか？

答）　育苗期間も生産過程等にあたることから、育苗培土に施用された化学肥料（窒素成分）についても、原則は、その使用量をカウントする必要があります。

ただし、購入したポット苗等の培土に含まれる化学肥料が不明な場合には、ポット苗の由来の化学肥料（窒素成分）は使用量に含めません。

Ｑ８　台木で１回、穂木で１回、農薬を使用された場合、接木苗の使用回数は？

答）　農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室の解釈は次のとおりです。

１．接ぎ木をする前までの台木と穂木については、各々に適用のある農薬を用い、使用時期、使用回数及び使用方法等を遵守して使用する。
２．接ぎ木を行った場合には、台木については、生育を終了させたものとして扱う(接ぎ木後は台木への使用回数は、「穂木としてカウントされた作物」への農薬の使用回数にはカウントしない)。
３．なお、接ぎ木をした後は、穂木に適用のある農薬を用いることとし、使用回数のカウントの際には、接ぎ木をする前の段階から穂木に使用した回数も含むこととする。

【具体例】
台木：かぼちゃ、穂木：メロン

播　種　　かぼちゃ　：Ａ農薬１回散布
↓　　メロン　　：Ｂ農薬１回散布
接ぎ木
↓　　Ａ農薬２回散布、Ｂ農薬３回散布
収　穫　　**メロン（穂木）に対して、**
Ａ農薬は、トータル２回散布され、
Ｂ農薬は、トータル４回散布されたことになる。

図　農薬工業会リーフレット「使用回数カウントできてる？」より
https://www.jcpa.or.jp/labo/books/#area02

Ｑ９　前作の肥料成分が残っている可能性がある場合、どう取り扱うか？

答）　前作の栽培履歴にまで遡る必要はありません。
　ただし、適切な土づくりを行う観点から、窒素分の残効を考慮した化学肥料等の施肥設計を検討してください。

Ｑ10　石灰窒素をアスパラガス収穫後の土壌消毒剤として使用する場合、その肥料（窒素）成分は、化学肥料としてカウントする必要があるか？

答）　石灰窒素の薬効成分はシアナミドです。シアナミドは肥効があるため、化学肥料の使用量に含めることになります。

Ｑ11　特別栽培を実施するほ場に設置する立て札の作り方は？

答）　記載内容は、ガイドラインに例示されていますが、作り方については、特に決まっていません。
　なお、市販のペン等のインクは、合成染料のため、紫外線により、時間が経過すると、色素が分解され、文字が消えることがあります。
　鉛筆や墨汁は、成分が炭素のため、紫外線に当たっても、分解されませんので、鉛筆等で下書きし、その上に市販のペン等で「なぞり書き」すれば、ペンで書いた文字が消えても、鉛筆で書いた文字は残ります。
　また、風雨にさらされないよう、ビニールなどで覆う工夫も必要です。

＜記載例＞

特別栽培農産物生産ほ場 （農林水産省新ガイドラインによる）
ほ場番号〇　面積〇アール
特別栽培開始年月日 〇年〇月〇日
栽培責任者氏名　〇〇　〇〇

Q12　畦畔やハウス周辺への除草剤などは成分のカウントに含むか。

答）　農薬取締法の農薬使用基準において、通常の使用による飛散・流入については使用回数としてカウントしていません。

よって、特別栽培農産物においても、同様に通常使用の場合はカウントに含まないものとします。

なお、隣接地で使用した農薬が飛散・流入し、飛散した作物の農薬残留基準値を超える可能性がある場合は、残留農薬の自主検査を行い、安全性を確認した上で出荷したほうがよい旨を農薬取締法所管課で指導しています。

Q13　登録農薬以外の資材を防除目的で使用する場合に注意する点はあるか。

答）　農作業記載欄に「防除」「忌避」等の農薬の効果を期待し使用できるものは、基本的に以下の２種類があります。

①登録農薬

農林水産省の登録番号があるもの

②特定農薬

現在は「重曹」「食酢」「次亜塩素酸」「エチレン」「使用場所と同一都道府県内で採取された天敵」のみ

また、特定農薬の指定の検討対象とされている資材については、使用者自らが農薬と同等の効能があると信じて、自らの責任で使用することは可能です。

番号	資材名
1	インドセンダンの実、樹皮、葉
2	ウエスタン・レッド・シーダー（ヒノキ科ネズコ属樹木）
3	甘草（マメ科カンゾウ）
4	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液
5	二酸化チタン
6	ヒノキチオール、ヒバ油
7	ヒノキの葉
8	ホソバヤマジソ（シソ科）
9	酒類（焼酎）
10	木酢液、竹酢液

「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としている資材の取扱い(案)についての意見・情報の募集」(平成 25 年 12 月 25 日公示)パブリックコメント)別紙からエチレンと電解次亜塩素酸水を削除

上記以外の資材は、購入資材・自作にかかわらず、病害虫・雑草の防除を目的として使用することができません。

提出された栽培計画に疑義のある資材が記載されている場合は、確認が必要となります。

(参考)

平成 23 年２月４日付け及び平成 26 年３月 28 日付け農林水産省消費・安全局長通知「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」の別表１及び別表２に掲

げる資材については、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬として使用することはできません。

（別表１及び２の例：灰、エタノール（酒類を除く）、クレゾール、石油（灯油）、ツバキ油、木酢タール、除虫菊　等）

なお、販売されている資材で、土壌改良剤など農薬以外であるにもかかわらず、チラシ等で農薬としての使用をすすめていたり、農薬のような効果をうたっているものは、無登録農薬である可能性があるため、農林水産省の農薬取締法所管部局に情報提供していただきたい。

参考資料：表示説明に係る判断基準（別添１）
（平成 19 年 11 月 22 日付け農林水産省消費・安全局長通知「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」より）
農水省ホームページの「農薬疑義資材コーナー」
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/
通報用入力フォーム「農薬目安箱」
https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html

（国の農薬取締法所管部局による対応例）
防除効果をうたっているが、実際には効果がある成分が入っていない場合
→表示の是正指導

実際に資材に防除効果のある成分が含まれている場合
→無登録農薬に該当。指導するとともに、消費者の健康への影響や、悪質性を勘案し場合により公表される。

別添１

表　示　説　明　に　係　る　判　断　基　準

次のような効能効果が表示説明されている場合は、農薬としての効能効果を標ぼうしているものとみなす。また、名称、含有成分、製法、起源の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

1　病害虫の防除を目的とした効能効果

（例）病害虫を阻止、病気に効く、病気が治る、病害虫が発生しない、害虫を殺す・駆除する、害虫病気を撃退、抗害虫、○○（害虫）の被害軽減（具体的病害虫名を明記しそれらから農作物を守る旨の表現）、害虫対策、害虫が呼吸を行う気門を塞ぐ、○○病等に期待、○○（害虫退治、病害虫抵抗力、防虫免疫、芝生用除草剤、芝生内の広域雑草に有効、忌避効果、虫がよりつかない等

2　農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効能効果

（例）植物の成長を促進、植物生体内の触媒剤、植物の生理活動性を促進、開花・着色を促進、植物の背丈を抑制、ブドウを種なし化等

3　農薬としての効能効果を増強させることを目的とする効能効果

（例）農薬の効果を高める、展着剤等

4　農薬としての効能効果の暗示

(1) 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

(例)○○（害虫）コロリ、防虫剤等

(2) 含有成分の表示及び説明からみて暗示するもの

(例)害虫防除で知られる○○（成分）を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果を持つ等

(3) 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの

(例)○○○という古い自然科学書をみると、虫を殺し、植物が病気に強くなるという。等

(4) 新聞、雑誌等の記事、学者等の談話、学説、農家による経験談等を引用又は掲載することにより暗示するもの

(例)生産者○○○○の談

「・・・は、○○（害虫）によく効きます。」等

Q14　生産者の住所とほ場の所在地が異なる場合の取扱い、申請先等はどうなるか。

答）　県外との出入作の扱いについては次のとおりとします。

1　県内の農家が県外の農地で栽培
→対象としない

2　県外の農家が県内の農地で栽培
→原則対象としないが、県外に本社がある農業法人等が県内に栽培責任者をおき管理している場合等には対象とする。

県内の市町間の出入作の場合は、県要領４の（１）において、「特別栽培農産物の認証を受けようとする者は、（中略）生産ほ場の所在する市町に提出するものとする。」と定めており、ほ場と同一の市町に居住していない場合は、ほ場の所在する市町に提出します。

また、同一の生産者が複数の市町にほ場を持つ場合は、それぞれのほ場の位置する市町へ個別に申請を行うこととなります。

Q15　認証申請者（生産者）が特別栽培米を玄米で出荷し、別の者がとう精して精米で販売する場合、生産届等に精米に関する記載は必要か。
また、実績報告の注意点は何か。

答）①　認証申請者（生産者）が玄米で出荷し、それを別の者がとう精して特別栽培米として販売する場合は、精米に貼付する「農林水産省新ガイドライン表示」に精米確認者の記載が必要です。

この場合、県への届出、申請の際には、生産届出書に精米責任者・精米確認者を記載し、認証申請書に添付する「農林水産省新ガイドラインによる表示」に精米確認者を記載してください。

なお、認証申請者（生産者）がとう精する者に玄米を出荷する際、玄米に貼付する「農林水産省新ガイドラインによる表示」には精米確認者の記載は不要です。

②　特別栽培米を精米で販売する場合は、実績報告書に別記様式第２号（特別栽培管理記録書）と第５号（出荷記録書）に第６号（特別栽培米受払台帳）を添付することが必要です。

③　実績報告は出荷終了後30日を経過する日までに市町を経由のうえ県に提出する（要領13）とされていますが、精米の出荷終了までに相当な日数を要する場合もあるので、遅くとも次年度生産に係る認証申請時又は、収穫開始月の末日まで（特別栽培米の手続きをしない場合）に提出（特別栽培米受払台帳に玄米、精米の残量を記載）してください。

Q16　生産（認証）変更届はどのような場合に提出するのか。

答）　生産（認証）変更届は、生産届出後及び認証後、次の内容に変更があった場合に提出してください。

・栽培面積
・生産者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者、精米確認者
・節減対象農薬使用回数、化学肥料使用量

○農薬、肥料の変更による生産届及び認証の変更については次のとおりです。

	減少（回数、窒素量）	増加（回数、窒素量）	カウント資材変更
生産届	不要	必要	必要（増加の場合）
認証	必要（※ガイドライン表示の変更を伴う場合）		

＜生産届＞

・栽培計画より減少する場合は、既に提出されている生産届により、地域慣行レベルの５割以下の使用であることは明確であることから、変更届の提出は不要です。（認証申請時に変更点を反映した認証申請書の提出が必要）
・資材の変更についても上記の理由から、回数等の増加がない場合、変更届の提出は不要です。

＜認証申請＞

・ガイドライン表示（農薬の使用状況含む）の変更を伴う場合は、変更届の提出が必要となります。

○精米責任者、精米確認者の変更について

・精米責任者、精米確認者以外の者が変更となった場合は、受領確認欄の確認責任者の記名が必要です。
・精米責任者、精米確認者の変更は、確認責任者の確認の範囲外であるため、受領確認欄の確認責任者の記名は不要です。

Q17　資材の使用状況が異なる特別栽培米をブレンドして販売してよいのか？

答）特別栽培米に限り、同じ栽培責任者のもとで栽培した米であっても、化学肥料や農薬の使用状況が異なる米をブレンドして特別栽倍農産物として販売することはできません。ブレンドする場合は、特別栽培の表示を抹消する必要があります。（参考：特別栽培農産物に係る表示ガイドライン Q&A Q42）

このことから特別栽培米の表示及び認証にあたっては、以下の通りです。

①　生産組合等で、複数の生産者が同じ施肥・防除基準（栽培暦）のもとに同じ栽培責任者のもとで栽培した米については、同一の資材を使用した米であるとし、一つの包装形態により、同一のガイドライン表示及び農薬の使用状況を表示して販売することができる。

②　生産組合等で、同じ栽培責任者のもとで複数の生産者が生産した米について、（1）

のとおり同一のガイドライン表示及び農薬の使用状況を表示することができない場合には、個々の米については特別栽培農産物の基準を満たしていたとしても、すべての生産方法の使用回数を表示し、複数の種類（生産方法）の農産物が混合している旨を明記する表示をして一つの包装形態で販売することはできない。この場合は、同じ施肥・防除設計の米ごとに包装し、それぞれに対応するガイドライン表示及び農薬の使用状況を表示して販売すること。

なお、この場合において、「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の認証申請の際には、包装ごとのガイドライン表示及び農薬の使用状況を添付するものとする。

節減対象農薬の使用状況				
使用資材名	用途	使用回数		
A	殺菌	3	2	1
B	殺虫	1		
C	殺虫	1	2	1
D	除草		1	1

※使用された農薬の異なる上記３種類の〇〇（農産物名）が混合しています。

※米の場合のみ、このような表示はできない。

Q18　農薬登録が失効した農薬が手元にあるが、栽培する上で使用しても良いか。

答）　「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」において、「農薬」とは、農薬取締法に規定する「農薬」とされています。

農薬取締法上は、登録失効が安全性の問題から「使用中止」となる理由でなければ（メーカーが経済的理由などで自主的に登録を失効させた場合）、登録が失効しても製品に記載されている最終有効年月までは使用が可能である、とする「ラベル主義」があります。

また、「農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令」第２条の２において、農薬使用者は農薬取締法に従い、農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならないと規定されており、最終有効年月を経過した農薬は使用しないように努めなければなりません。

したがって、登録失効農薬を使用することは好ましくはありませんが、製品記載の最終有効年月までは使用は可能です。

ただし、法令遵守の観点から、農薬登録が失効し、製品の最終有効年月が経過した農薬を使用した場合は、本県においては特別栽培農産物として認証できません。

農薬の使用に当たっては、必ず製品に記載の登録情報及び最終有効年月を確認してください。

なお、登録の失効した農薬を使用する場合は、必ず製品の最終有効年月を確認のうえ、別記様式第２号に当該製品の最終有効年月を記載してください。

Q19　特別栽培農産物として「だいず」を生産する予定だが、青いうちに収穫したものを特別栽培農産物「えだまめ」として出荷できるか。

答）　「えだまめ」は、未成熟な「だいず」を収穫したものであり、同じ植物体から採れたもので、植物分類上は「マメ科ダイズ属」と同じですが、農薬登録上は別の作物として扱われます。

「えだまめ」は「えだまめ」や「豆類（未成熟）」または「野菜類」、「だいず」は、「だいず」や「豆類（種実）」または「野菜類」に適用のある農薬を使用することとされています。

収穫までの栽培期間も異なるため、広島県地域慣行レベルにおいても区分が異なり、節減対象農薬使用回数及び化学肥料窒素成分量は、それぞれ規定されています。

したがって、「えだまめ」と「だいず」は、ほ場及び管理を分けて栽培し、それぞれ別で認証申請する必要があります。

特別栽培農産物「だいず」として出荷予定で栽培したものを特別栽培農産物「えだまめ」として出荷することはできません。

特別栽培農産物の表示に係る慣行レベル（広島県地域慣行レベル）

作目区分	品目名	作型等	節減対象農薬使用回数	化学肥料窒素成分量
穀類等	だいず	－	12 回	4.0 kg/10a
野　菜	えだまめ	－	８回	7.0 kg/10a

Q20　特別栽培農産物として「スイートコーン（とうもろこし）」を栽培しているが、摘果した幼果を特別栽培農産物「ヤングコーン」として出荷できるか。

答）　「ヤングコーン」は、未成熟な「とうもろこし」を収穫したもので、同じ植物体から採れますが、農薬登録上は別の作物として扱われます。

「未成熟とうもろこし（スイートコーン）」は「穀物（雑穀類）」の「とうもろこし」に含まれるので、「野菜類」で登録された農薬は使用できません。

また、「ヤングコーン」として、とうもろこしの幼果（雌穂）を収穫する場合は、「野菜類」に該当するので、「ヤングコーン」か「野菜類」に適用のある農薬を使用する必要があります。

広島県地域慣行レベルにおいては、「とうもろこし（スイートコーン）」は基準がありますが、「ヤングコーン」は基準がありません。「とうもろこし」は子実のみを食用とするのに対し、「ヤングコーン」は幼果を芯まで食用とするため、また、農薬登録上の分類も異なるため、同じ基準とみなすことはできません。

したがって、「スイートコーン（とうもろこし）」の摘果した幼果を特別栽培農産物「ヤングコーン」として出荷することはできません。